

新旧対照条文

◎要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養	患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一 入院中の患者以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一・二（略） 三 別表第一第2章第2部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの（削除）	一 入院中の患者以外の患者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「入院中の患者以外の患者」という。）	次に掲げる点数が算定されるべき療養 一・二（略） 三 別表第一第2章第2部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
イ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	イ 区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ロ 区分番号C009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料 ハ 区分番号C010に掲げる在宅患者連携指導料	イ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	イ 区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 ロ 区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料 ハ 区分番号C009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料 ニ 区分番号C010に掲げる在宅患者連携指導料
ロ 地域密着型介護	四～八（略）	ロ 地域密着型介護	四～八（略）

<p>老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している患者</p>		<p>老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している患者</p>	
<p>二 指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第1章第2部に規定する点数</p> <p>二 別表第一第2章に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B005-3-2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料^Ⅱ</p> <p>ロ 区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料</p> <p>ハ 区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料（療養病棟に入院している患者に係るものを除く。）</p> <p>ニ 区分番号B005-7-2に掲げる認知症療養指導料（療養病棟に入院している患者に係るものを除く。）</p> <p>ホ 区分番号B009に掲げる診療情報提供料^Ⅰ（注10から注12までに掲げる場合に限る。）</p> <p>ヘ 第2部に規定する点数</p> <p>ト 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法</p> <p>チ 区分番号I003-2に掲げる認知療</p>	<p>二 指定介護療養施設サービスを行う療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第1章第2部に規定する点数</p> <p>二 別表第一第2章に規定する点数であつて、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B005-3-2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料^Ⅱ</p> <p>ロ 区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料</p> <p>ハ 区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料</p> <p>ニ 区分番号B009に掲げる診療情報提供料^Ⅰ（注10から注12までに掲げる場合に限る。）</p> <p>ホ 第2部に規定する点数</p> <p>ヘ 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法</p> <p>ト 区分番号I003-2に掲げる認知療</p>

	<p>法・認知行動療法</p> <p>リ <u>区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア（区分番号I008-2の注5に係るものを除く。）</u></p> <p>ヌ <u>区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア（区分番号I009の注5に係るものを除く。）</u></p> <p>三 別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料</p> <p>ロ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ハ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ニ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p> <p>四 別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料</p>		<p>法・認知行動療法</p> <p>三 別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料</p> <p>ロ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ハ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ニ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p> <p>四 別表第三区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料</p>
<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者</p> <p>ロ 短期入所療養介</p>	<p>次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの注10又はロの注7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p>	<p>三 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者</p> <p>ロ 短期入所療養介</p>	<p>次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの注9又はロの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p>

護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者

- イ 別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
- ① 区分番号B001のこに掲げる入院栄養食事指導料
 - ② 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1
 - ③ 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2
 - ④ 区分番号B005 | 1 | 2に掲げる介護支援連携指導料
 - ⑤ 区分番号B005 | 2に掲げる地域連携診療計画管理料
 - ⑥ 区分番号B005 | 3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅰ
 - ⑦ 区分番号B005 | 3 | 2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅱ
 - ⑧ 区分番号B005 | 6に掲げるがん治療連携計画策定料
 - ⑨ 区分番号B005 | 6 | 2に掲げるがん治療連携指導料
 - ⑩ 区分番号B005 | 7に掲げる認知症専門診断管理料
 - ⑪ 区分番号B005 - 7 - 2に掲げる認知症療養指導料
 - ⑫ 区分番号B005 | 8に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料

護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者

- イ 別表第一第2章第1部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
- ① 区分番号B001のこに掲げる入院栄養食事指導料
 - ② 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1
 - ③ 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2
 - ④ 区分番号B005 | 1 | 2に掲げる介護支援連携指導料
 - ⑤ 区分番号B005 | 2に掲げる地域連携診療計画管理料
 - ⑥ 区分番号B005 | 3に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅰ
 - ⑦ 区分番号B005 | 3 | 2に掲げる地域連携診療計画退院時指導料Ⅱ
 - ⑧ 区分番号B005 | 6に掲げるがん治療連携計画策定料
 - ⑨ 区分番号B005 | 6 | 2に掲げるがん治療連携指導料
 - ⑩ 区分番号B005 | 7に掲げる認知症専門診断管理料
(新設)
 - ⑪ 区分番号B005 | 8に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料

- ⑬ 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料
- ⑭ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料
- ⑮ 区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅰ（注1、注3、注4、注7、注8及び注㉔から注㉔までに掲げる場合に限る。）
- ⑯ 区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ
- ⑰ 区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

- ⑫ 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料
- ⑬ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料
- ⑭ 区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅰ（注1、注3、注4、注7、注8及び注㉔から注㉔までに掲げる場合に限る。）
- ⑮ 区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ
- ⑯ 区分番号B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料

ロ 別表第一第2章第4部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

- ① 第1節通則第4号のイに規定する点数
- ② 区分番号E001の1に掲げる単純撮影
- ③ 区分番号E002の1に掲げる単純撮影

ハ 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）

ニ 別表第一第2章第6部第2節に規定す

へ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

- ① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法
- ② 区分番号I003|2に掲げる認知療法・認知行動療法
- ③ 区分番号I007に掲げる精神科作業療法
- ④ 区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア（区分番号I008-2の注5に係るものを除く。）
- ⑤ 区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア（区分番号I009の注5に係るものを除く。）

(削除)

る点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍^{しゅよう}剤を除く。）に係るものに限る。）

ホ 別表第一区分番号H005に掲げる視能訓練及び同表区分番号H006に掲げる難病患者リハビリテーション料

へ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

- ① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法
- ② 区分番号I003|2に掲げる認知療法・認知行動療法
- ③ 区分番号I007に掲げる精神科作業療法

④ 区分番号I011に掲げる精神科退院指導料

⑤ 区分番号I011|2に掲げる精神科退院前訪問指導料

ト 別表第一第2章第9部に規定する点数

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの注10又はロの注7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第1章第1部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料1

ハ 別表第一区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料

ニ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数

ホ 別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ヘ 別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ト 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I011に掲げる精神科退

（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五二号に掲げる処置に係るものを除く。）

チ 別表第一第2章第2部から第5部までに規定する点数

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの注9又はロの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第1章第1部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術基本料1

ハ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数

ニ 別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ホ 別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

院指導料

② 区分番号 I 0 1 1 | 2 に掲げる精神

科退院前訪問指導料

チ 別表第一第 2 章第 9 部から第13部まで
に規定する点数

へ 別表第一第 2 章第 8 部から第13部まで
に規定する点数

三 別表第二に規定する点数であって次に掲
げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ 区分番号 B 0 0 4 | 1 | 4 に掲げる入
院栄養食事指導料

ロ 区分番号 B 0 0 4 | 9 に掲げる介護支
援連携指導料

ハ 区分番号 B 0 0 6 | 3 に掲げるがん治
療連携計画策定料

ニ 区分番号 B 0 0 6 | 3 | 2 に掲げるが
ん治療連携指導料

ホ 区分番号 B 0 0 7 に掲げる退院前訪問
指導料

へ 区分番号 B 0 0 8 に掲げる薬剤管理指
導料

ト 区分番号 B 0 1 1 | 4 に掲げる退院時
薬剤情報管理指導料

チ 区分番号 B 0 1 4 に掲げる退院時共同
指導料 1

リ 区分番号 B 0 1 5 に掲げる退院時共同
指導料 2

ヌ 区分番号 C 0 0 3 に掲げる在宅患者訪

			問薬剤管理指導料 ル 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料 ヲ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料
四 次に掲げる患者	次に掲げる療養	四 次に掲げる患者	次に掲げる療養
イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者	一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの㊦から㊨までの注5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）	イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者	一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの㊦から㊨までの注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）
ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	イ 別表第一区分番号A227に掲げる精神科措置入院診療加算 ロ 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六二号に掲げる薬剤に係るものに限る。） ハ 別表第一第2章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍 ^{しゅよう} 剤を除く。）に係るものに限る。） ニ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 ② 区分番号I003 2に掲げる認知	ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者	イ 別表第一区分番号A227に掲げる精神科措置入院診療加算 ロ 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六二号に掲げる薬剤に係るものに限る。） ハ 別表第一第2章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍 ^{しゅよう} 剤を除く。）に係るものに限る。） ニ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの ① 区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法 ② 区分番号I003 2に掲げる認知

療法・認知行動療法

③ 区分番号 I 0 0 7 に掲げる精神科作業療法

④ 区分番号 I 0 0 8 - 2 に掲げる精神科ショート・ケア（区分番号 I 0 0 8 - 2 の注 5 に係るものを除く。）

⑤ 区分番号 I 0 0 9 に掲げる精神科デイ・ケア（区分番号 I 0 0 9 の注 5 に係るものを除く。）

(削除)

(削除)

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 3 のハの㊦から㊨までの注 5 に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第 1 章第 1 部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号 A 4 0 0 の 1 に掲げる短期滞在手術基本料 1

ハ 別表第一第 2 章第 3 部及び第 4 部に規定する点数

ニ 別表第一第 2 章第 5 部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

療法・認知行動療法

③ 区分番号 I 0 0 7 に掲げる精神科作業療法

④ 区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料

⑤ 区分番号 I 0 1 1 | 2 に掲げる精神科退院前訪問指導料

二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 3 のハの㊦から㊨までの注 4 に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）

イ 別表第一第 1 章第 1 部に規定する点数

ロ 別表第一区分番号 A 4 0 0 の 1 に掲げる短期滞在手術基本料 1

ハ 別表第一第 2 章第 3 部及び第 4 部に規定する点数

ニ 別表第一第 2 章第 5 部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）

ホ 別表第一第2章第6部に規定する点数
(専門的な診療に特有な薬剤に係るもの
に限る。)

ヘ 別表第一第2章第8部に規定する点数
であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I002に掲げる通院・在
宅精神療法

② 区分番号I003|2に掲げる認知
療法・認知行動療法

③ 区分番号I011に掲げる精神科退
院指導料

④ 区分番号I011|2に掲げる精神
科退院前訪問指導料

ト 別表第一第2章第9部から第15部まで
に規定する点数

三 別表第二に規定する点数であって次に掲
げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ 区分番号B004|1|4に掲げる入
院栄養食事指導料

ロ 区分番号B004|9に掲げる介護支
援連携指導料

ハ 区分番号B006|3に掲げるがん治
療連携計画策定料

ニ 区分番号B006|3|2に掲げるが
ん治療連携指導料

ホ 区分番号B007に掲げる退院前訪問

ホ 別表第一第2章第6部に規定する点数
(専門的な診療に特有な薬剤に係るもの
に限る。)

ヘ 別表第一第2章第8部に規定する点数
であって、次に掲げる点数以外のもの

① 区分番号I002に掲げる通院・在
宅精神療法

② 区分番号I003|2に掲げる認知
療法・認知行動療法

(新設)

ト 別表第一第2章第9部から第15部まで
に規定する点数

三 別表第二に規定する点数であって次に掲
げる点数以外のものが算定されるべき療養

イ 区分番号B004|1|4に掲げる入
院栄養食事指導料

ロ 区分番号B004|9に掲げる介護支
援連携指導料

ハ 区分番号B006|3に掲げるがん治
療連携計画策定料

ニ 区分番号B006|3|2に掲げるが
ん治療連携指導料

ホ 区分番号B007に掲げる退院前訪問

	<p>指導料</p> <p>へ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料</p> <p>ト 区分番号B011 4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料</p> <p>チ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>リ 区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2</p> <p>ヌ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ル 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ヲ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>		<p>指導料</p> <p>へ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料</p> <p>ト 区分番号B011 4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料</p> <p>チ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>リ 区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2</p> <p>ヌ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ル 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ヲ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>
<p>五 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護老人保健施設に入所している患者</p> <p>ロ 介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第3章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1の例により算定する点数</p> <p>ロ 区分番号B010に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の例により算定する点数</p> <p>二 別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B006 3 2に掲げるがん治療連携指導料</p>	<p>五 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護老人保健施設に入所している患者</p> <p>ロ 介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一第3章に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1の例により算定する点数</p> <p>ロ 区分番号B010に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の例により算定する点数</p> <p>二 別表第二に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</p> <p>イ 区分番号B006 3 2に掲げるがん治療連携指導料</p>

	<p>ロ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>ハ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ニ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ホ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>		<p>ロ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</p> <p>ハ 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ニ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</p> <p>ホ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>
<p>六 次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。）</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者</p> <p>ロ 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者</p>		<p>六 次に掲げる患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という。）</p> <p>イ 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者</p> <p>ロ 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者</p>	<p>次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>一 別表第一に規定する点数（当該患者が入所する施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。）</p> <p>二 別表第二及び別表第三に規定する点数</p>
<p>備考</p> <p>一～十 （略）</p>		<p>備考</p> <p>一 この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）をいう。</p> <p>二 この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被</p>	

七 この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

八 この表において「介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。

九 この表において「介護老人保健施設」とは、法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。

十 この表において「指定介護療養施設サービス」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。

十一 この表において「療養病床等」とは、旧介護保険法第八条第二十六項に規定する療養病床等をいう。

十二 この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四百四十四条に規定する老人性認知症疾患療

養者等である患者をいう。

三 この表において「短期入所生活介護」とは、法第八条第九項に規定する短期入所生活介護をいう。

四 この表において「介護予防短期入所生活介護」とは、法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。

五 この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護をいう。

六 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。

七 この表において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。

八 この表において「介護老人福祉施設」とは、法第八条第二十四項に規定する介護老人福祉施設をいう。

九 この表において「介護老人保健施設」とは、法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設をいう。

十 この表において「指定介護療養施設サービス」とは、法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。

十一 この表において「療養病床等」とは、法第八条第二十六項に規定する療養病床等をいう。

十二 この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四百四十四条に規定する老人性認知症疾患療

養病棟をいう。

養病棟をいう。

別表第二

別表第二

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一 (略)	一 入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。 二 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者については、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限り、算定できる。
二 (略)	同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
三 別表第一区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料	特定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サー

診療報酬の算定方法に掲げる療養	算定方法
一 別表第一区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅰ（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	一 入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。 二 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者については、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限り、算定できる。
二 別表第一区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅰ（注3に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。
三 別表第一区分番号C003に掲げる在宅末期医療総合診療料	特定施設又は地域密着型特定施設に入居している患者（外部サー

が算定されるべき療養	ビス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については、算定できない。	が算定されるべき療養	ビス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については、算定できない。
<p>四 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005 1 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料</p>	(略)	<p>四 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005 1 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料</p>	(略)
<p>五 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注二に規定する加算</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005 1 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注二に規定する加算</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。</p>	<p>五 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注三に規定する加算</p> <p>ロ 別表第一区分番号C005 1 2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注三に規定する加算</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係るものである場合（当該患者について、同一月において、特別管理加算を算定している場合を除く。）に限り、算定できる。</p>
<p>五の二 別表第一区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料が算定されるべき療養</p>	<p><u>急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理が必要である患者に係るものである場合に限り、算定できる。</u></p>	(新設)	

<p>六 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法</p> <p>ロ 別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法</p>	<p>同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。</p>	<p>六 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法</p> <p>ロ 別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法</p>	<p>同一日に、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>七 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第二区分番号B00014に掲げる歯科疾患管理料</p> <p>ロ 別表第二区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料</p> <p>ハ 別表第二区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅰ（注2及び注6に掲げる場合に限る。）</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>	<p>七 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第二区分番号B00014に掲げる歯科疾患管理料</p> <p>ロ 別表第二区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料</p> <p>ハ 別表第二区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅰ（注2及び注6に掲げる場合に限る。）</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>八 別表第二区分番号C00113に掲げる歯科疾患在宅療養管理料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>	<p>八 別表第二区分番号C00113に掲げる歯科疾患在宅療養管理料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>

<p>九 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第二区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ロ 別表第二区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍^{しゅよう}である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。</p>	<p>九 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第二区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ロ 別表第二区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍^{しゅよう}である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。</p>
<p>十 別表第三区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>十 別表第三区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>十一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（削除）</p> <p>イ 別表第三区分番号13に掲げる長期投薬情報提供料</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費</p>	<p>十一 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ <u>別表第三区分番号11に掲げる薬剤情報提供料</u></p> <p>ロ 別表第三区分番号13に掲げる長期投薬情報提供料</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費</p>

<p>(削除)</p> <p>ロ 別表第三区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料</p>	<p>を算定した場合には、算定できない。</p>	<p>ハ 別表第三区分番号14に掲げる後発医薬品情報提供料</p> <p>ニ 別表第三区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料</p>	<p>を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>十二 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第三区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ロ 別表第三区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料</p> <p>ハ 別表第三区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍^{しゅよう}である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。</p>	<p>十二 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第三区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</p> <p>ロ 別表第三区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料</p> <p>ハ 別表第三区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍^{しゅよう}である患者に対して実施した場合に限り、算定できる。</p>
<p>十三 別表第三区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>	<p>十三 次に掲げる点数が算定されるべき療養</p> <p>イ 別表第三区分番号16に掲げる調剤情報提供料</p> <p>ロ 別表第三区分番号17に掲げる服薬情報提供料</p>	<p>入院中の患者以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>備考</p> <p>一～四 (略)</p>		<p>備考</p> <p>一 この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p> <p>二 この表において「患者」とは、法第六十二条に規定する要介護被</p>	

保険者等である患者をいう。

三 この表において「居宅療養管理指導」とは、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導をいう。

四 この表において「介護予防居宅療養管理指導」とは、法第八条の二第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導をいう。

五 この表において「居宅療養管理指導費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の5に規定する居宅療養管理指導費をいう。

六 この表において「介護予防居宅療養管理指導費」とは、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表の5に規定する介護予防居宅療養管理指導費をいう。

七 この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百四十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。

八 この表において「短期入所療養介護」とは、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

九 この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。

十 この表において「特定施設」とは、法第八条第十一項に規定する特定施設をいう。

十一 この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設をいう。

十二 この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活

十一 この表において「地域密着型特定施設」とは、法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設をいう。

十四 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注10に規定する特別管理加算をいう。

十七 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(13)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(5)に掲げる特定診療費をいう。

介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。

十三 この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

十四 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9に規定する特別管理加算及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注9に規定する特別管理加算をいう。

十五 この表において「精神科作業療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）別表の三に規定する精神科作業療法をいう。

十六 この表において「認知症老人入院精神療法」とは、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数別表の三に規定する認知症老人入院精神療法をいう。

十七 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(7)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(12)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(5)に掲げる特定診療費をいう。